

# 芝浦技術士会総会 (芝浦技術士会支部総会)

芝浦工業大学 芝浦技術士会  
2022年6月4日 (土) 13:00～

## 芝浦技術士会総会スケジュール

第一部			
13:00		開会	小林
13:00	13:05	会長ご挨拶	鯨井
13:05	13:10	校友会副会長よりご挨拶	新井
13:10		芝浦技術士会会則改定について	鯨井
		2021年度決算並びに事業報告	鯨井
		2022年度予算並びに事業計画	鯨井
	13:35	芝浦技術士会新役員の選任について	鯨井
13:35	13:40	新役員ご挨拶	片桐
13:40	13:50	連絡事項 技術士試験対策講座へ受講者紹介のお願い	小林
13:50	14:15	その他（会員の皆様から）	小林
14:15	14:30	休憩	
第二部			
14:30	15:30	講演 吉田敏明氏 「CO2排出量を2050年にゼロにする為の我が国の電源構成の課題と解決策」	吉田

## 第1部

### 議題

第1号議題	芝浦技術士会会則改定について
第2号議題	2021年度決算並びに事業報告
第3号議題	2022年度予算並びに事業計画
第4号議題	芝浦技術士会新役員を選任について

## 第1号議題 芝浦技術士会会則改定について

## 芝浦工業大学 芝浦技術士会 会則

(平成 20 年 3 月 15 日 制定)

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は「芝浦技術士会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は下記の目的をもって設立する。

本会は、学校法人芝浦工業大学が設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。以下、芝浦工業大学等という。）を卒業し、もしくは芝浦工業大学等に関係する、技術士、技術士補、修習技術者で構成し、社会の要請と公益社団法人日本技術士会の設立精神に則し、会員相互の交流、研鑽ならびに芝浦工業大学の教育、研究への協力、支援および発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会会員への技術指導、資格取得の援助、支援
- (2) 講演会、懇親会を通じての人的交流、社会貢献活動の充実
- (3) 産業界の多角的な情報の分析、評価、課題の設定と解決
- (4) 芝浦工業大学複合領域産学官民連携推進本部との連携による、先端技術の共同研究、開発
- (5) 大学に対する講師派遣、連携大学院への教員派遣
- (6) その他、芝浦工業大学が行う事業への協力と支援
- (7) 公益社団法人日本技術士会が行う事業への協力と支援
- (8) 大学技術士会連絡協議会が行う事業への協力と支援

(事務局)

第 4 条 本会の事務局は、東京都江東区豊洲 3-7-5 芝浦工業大学内に置く。

### 第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、個人会員、賛助会員（個人、法人等）で構成する。個人会員は、芝浦工業大学等を卒業し、もしくは芝浦工業大学等に関係する、技術士、技術士補、修習技術者で芝浦技術士会役員会（以下、役員会という）が承認した者とする。

賛助会員（個人、法人等）は本会の目的に協賛する者であって役員会が承認した者とする。

（入会）

第6条 本会に入会しようとする者は、会長に対し入会申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

（会費）

第7条 本会の会費は別途これを定める。

（資格の喪失）

第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- （1）退会の届出
- （2）死亡
- （3）除名

（退会）

第9条 本会を退会しようとする者は、会長に対し退会届を提出し、役員会の承認を得るものとする。

（除名）

第10条 役員会において、本会の名誉を傷付け、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は会員名簿からその名前を抹消され、会員の資格を失う。

（会員名簿）

第11条 本会は会員名簿を備え、定期的に会員名簿の整備を行わなければならない。

2 会員名簿は「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及び同法の改正法を含め、それらに基づき厳正に管理する。

3 会員の個人情報の利用目的は、本会の活動に限定するとともに、管理に当たって漏洩等の防止のための安全管理措置および本人からの求めによる個人情報の開示、訂正、利用停止を行う。

4 会員の個人情報を本会の活動以外の利用目的で使用する場合は、本人の承諾を得た上で会長の承認を得なければならない。

### 第3章 役員

（役員）

第12条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

理事 8名

監事 2名

2 役員は、本会の会員であって、かつ技術士の資格を有する者でなければならない。

3 会長、副会長は、理事を兼ねる。

4 監事は、専任とし、理事との兼務は出来ない。

(選任)

第13条 次期会長は、役員が会員の中から候補者を選出し役員会の決議によって選任する。次期役員は、役員候補者推薦委員会の選出（「役員候補者推薦委員会会則第6条」による）した候補者の中から、総会で正式承認する。

2 役員職務、副会長2名、監事2名、理事4名は次期役員の中から次期会長が指名し、総会で正式承認する。

3 役員に欠員が生じたときの補充は、役員候補者推薦委員会より選出した候補者の中から会長が指名し役員会の決議によって選任する。補充役員については、次期総会で承認する。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総括すると共に、総会、役員会の場合指名を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

3 理事は、役員会を組織して本会の重要事項を審議、決定し、会の事業を運営する。

4 監事は、本会の経理状況および業務の執行状況を監査する。また監事は、総会、役員会、運営委員会に出席して、監査上必要な意見を述べる。

5 第13条(3)項による補充役員は選出されてから総会承認までの間の業務を、会長からの委託にて職務権限、責務を遂行できる。

(任期)

第15条 役員として選出された総会后から3年後の通常総会の日までとする。但し、再任は妨げない。欠員の補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第16条 本会の事業に賛同し、本会の発展、拡大に協力する個人を顧問として委嘱することができる。

- 2 顧問は役員会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は本会の事業に関する重要事項について、会長の要請に応じ、総会、役員会、各種委員会に出席して、意見を述べることができる。

(報酬)

第17条 役員および顧問は無報酬とする。

(役員解任)

第18条 役員は、次のいずれかに該当するときは、役員会の議を経て総会の決議によって解任することができる。

(1) 芝浦工業大学及び本技術士会の信用を毀損する行為があった場合。

(2) 職務上の義務に違反、又は職務を怠ったとき。

(3) 心身の故障または相応の理由のため、本人又は第三者の申し出によって職務の遂行に支障があると認められた場合。

(3) 第10条(除名)に該当した場合。

2 役員会の議を経て職務を停止し、役員候補者推薦委員会にて補充の役員候補を選出し会長によって承認することができる。

3 新役員は上記解任決議後の最初の総会に於いて、解任決議及び補充される新役員の承認決議によって正式に決定される。

## 第4章 会議

(種類)

第19条 本会の会議は、総会、役員会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、通常総会および臨時総会とする。

4 通常総会は、年1回の開催とする。

5 臨時総会は、役員会において必要と認めたときに開催する。

6 役員会は、理事と監事をもって構成し、1年に1回の開催を原則とし、必要に応じ、随時開催する。

(招集)

第20条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第21条 総会においては、この会則に定めるものの他、次の事項を議決する。



- (1) 事業報告および決算の承認に関する事項
- (2) 事業計画および予算の決定に関する事項
- (3) その他

2 役員会は、この会則に定めるものの他、次の事項を審議する。

- (1) 臨時総会に提案する諸事項
- (2) その他、会長が必要と認めた事項

~~3 運営委員会は、次の事項を審議する。~~

~~(1) 本会運営に関する重要事項~~

~~(2) 別に定める支部、部会、委員会等に対する活動の支援ならびに調整~~

(会議の成立)

**第22条** 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）を以って、また役員会は、理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）を以って、それぞれ成立する。

(議決)

**第23条** 総会の議決は、出席者の過半数を以って決する。

2 役員会の議決は、理事による出席者の過半数を以って決する。

(支部、部会、委員会等)

**第24条** 本会の目的を達成するために必要であると認めるときは、役員会の議決を経て、本会に支部、部会、委員会等を設置することができる。これらの活動に関する規程は別途これを定める。

## 第5章 資産、会計

(経費)

**第25条** 本会の経費は、学校法人芝浦工業大学内に設けられた事務局予算をもって支弁する。

(会計年度)

**第26条** 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(帳簿)

**第27条** 本会は、次の帳簿を備え付ける。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) その他必要な帳簿、書類等

(決算)

**第28条** 会長は、毎会計年度終了後、次の書類を作成し、役員会の議を経て、監事の監査を受け、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(予算)

**第29条** 会長は、毎年度、次年度に係わる次の書類を作成し、役員会の議を経て、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

## 第6章 会則の変更と解散

(会則変更)

**第30条** この会則の変更は、会員からの変更提案を受け、役員会における審議を経て総会の議決により決定する。

(解散)

**第31条** 本会は、役員会の議を経て総会の議決により解散することができる。

2 解散時に剰余金および残余資産があるときは、これを学校法人芝浦工業大学に寄付する。

## 第7章 補則

(細則)

**第32条** この会則に必要な細則は、役員会において定める。

## 第8章 附則

1. この会則は、本会設立の日（平成20年3月15日）から施行する。
2. 本会の最初の会計年度は、第25条の規定に係わらず、本会設立の日に始まり平成20年3月31日に終わる。但し、本会の設立に必要な準備に支弁した経費は会の経費としてこれを経理する事ができる。

附則

この会則は、平成20年7月28日から施行する。

この会則（改正）は、平成22年5月29日から施行する。

この会則（改正）は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この会則（改正）は、平成 26 年 6 月 7 日から施行するが、第 12 条における理事の人数 8 名は、平成 28 年に開催する通常総会において選出される理事から適用するものとする。

この会則（改正）は、令和 4 年 6 月 4 日から施行する。

## 第2号議題 2021年度決算並びに事業報告

# 2021年度決算並びに事業報告

## 芝浦技術士会

(円)

科目	収入	支出	備考
エスアイテック	500,000		
消耗品	0	0	
出版資料費	0	0	
交通費	0	838	芝浦技術士会役員会、技術士フォーラム、企業内技術士会交流会参加時等交通費
研修費	0	0	企業内技術士交流会参加費
印刷製本費	0	0	名刺代
通信運搬費	0	390	レターパック代
会議渉外費	0	0	技術士フォーラム懇親会代、企業内技術士交流会懇親会代
諸会費	0	20,000	企業内技術士交流会年会費
支払手数料	0	415,440	技術士フォーラム講師謝礼代、学外講師謝礼代
合計	500,000	436,668	

収支	63,332
----	--------

## 芝浦技術士会支部

(円)

科目	収入	支出	備考
前年度繰越金	162,608	0	コロナ禍により対面で開催ができなかったため、繰越金以外の金額はなし
合計	162,608	0	

収支	162,608
----	---------

## 技術士試験対策講座

(円)

科目	収入	支出	備考
2次試験対策講座機械	282,000		(収) 受講料47,000/人×6人
支払手数料		160,940	(支) 謝金・交通費
2次試験対策講座建設	376,000		(収) 受講料47,000/人×8人
支払手数料		242,000	(支) 謝金・交通費
1次試験対策講座適性・基礎	80,000		(収) 受講料47,000/人×4人
支払手数料		85,000	(支) 謝金・交通費
合計	738,000	487,940	

収支	250,060
----	---------

# 2021年度決算並びに事業報告

## 芝浦技術士会の活動

活動内容	リーダー	担当役員	備考
技術士フォーラムの開催	小島理事	走出理事 春原監事	年2回（11月と3月に実施）
大学技術士会連絡協議会との交流	片桐理事	黒田理事 佐々木監事	年1回総会出席、他
企業内技術士交流会との交流	佐々木監事	片桐理事 小島理事	
中小企業支援	走出理事	本間理事 春原監事 会員	

芝浦技術士会支部活動については、コロナ禍のため対面が難しく中止

## 技術士試験対策講座の開講

活動内容	リーダー	備考
学生への説明会	小野先生	4月開催
技術士試験対策講座の開講	小野先生（機械部門） 小林先生（建設部門） 本間先生（適性・基礎部門）	3月～9月に開催

## 第3号議題 2022年度予算並びに事業計画

# 2022年度予算並びに事業計画

## 芝浦技術士会

(円)

科目	収入	支出	備考
エスアイテック	500,000		
消耗品		0	
出版資料費		0	
交通費		20,000	芝浦技術士会役員会、技術士フォーラム、企業内技術士交流会参加時等交通費
研修費		10,000	企業内技術士交流会参加費
印刷製本費		10,000	名刺代
通信運搬費		10,000	レターバック代
会議渉外費		10,000	技術士フォーラム懇親会代、企業内技術士交流会懇親会代
諸会費		20,000	企業内技術士交流会年会費
支払手数料		420,000	技術士フォーラム講師謝礼代 総会講演謝礼代
合計	500,000	500,000	

## 芝浦技術士会支部

(円)

科目	収入	支出	備考
前年度繰越金	162,608	0	コロナ禍により対面で開催ができなかった
大学からお祝い金（支部総会開催時）	20,000	0	
校友会からお祝い金（支部総会開催時）	20,000	0	
校友会総会賛助金		20,000	
合計	222,608	20,000	

## 技術士試験対策講座

(円)

科目	収入	支出	備考
2次試験対策講座	141,000	0	(収) 受講料47,000/人×3人
支払手数料		160,940	講師謝礼
合計	141,000	160,940	



# 2022年度予算並びに事業計画

## 芝浦技術士会の活動

活動内容	リーダー	担当役員	備考
技術士フォーラムの開催	鯨井理事 (企画) 小島理事 (実施)	走出理事 赤坂理事	年2回(11月と3月に予定)
大学技術士会連絡協議会との交流	小林理事	佐々木監事 二村監事	年1回総会出席、他
企業内技術士交流会との交流	佐々木監事	小島理事 二村監事	
中小企業支援	走出理事	本間理事 赤坂理事 会員	産学連携への支援は、事例が発生した場合に、役員に協力を要請

## 技術士試験対策講座の開講

活動内容	リーダー	担当	備考
学生への説明会	小野先生	-	6月開催(予定)
技術士試験対策講座の開講	小野先生(機械)	-	3月~9月に開催
広報活動強化(改善)WG	小林理事	鯨井理事、小島理事、佐々木 監事、走出理事、小野理事	各WGリーダーと事務局で強化(改善)策を協議する臨時的なWG

## 第4号議題 芝浦技術士会新役員の選任について

## 次期役員

役職	候補者氏名	主たる職業	最終卒業学校名	学部・学科名	卒業年	技術士部門
会長	片桐 勝広	会社員	芝浦工業大学	工学部 電気工学科	平成元	電気電子 総合技術監理
副会長	本間 哲哉	大学教員	芝浦工業大学大学院	工学研究科 電気工学専攻	昭和58	電気電子 総合技術監理
副会長	小林 幸一	団体職員	芝浦工業大学大学院	工学研究科 建設工学専攻	平成元	建設
理事	鯨井 武	自営業	芝浦工業大学大学院	工学研究科 電気工学専攻	昭和56	経営工学
理事	小野 直樹	大学教員	東京大学大学院	工学系研究科 機械工学専攻	昭和62	機械 総合技術監理
理事	小島 茂広	会社員	芝浦工業大学	工学部 電気工学科	昭和61	電気電子 総合技術監理
理事	走出 壽良	自営業	芝浦工業大学	工学部 機械工学科	昭和57	機械 総合技術監理
理事	赤坂 邦雄	団体職員	芝浦工業大学	工学部 機械工学科	昭和48	機械
監事	佐々木 克則	大学職員	芝浦工業大学	工学部 電気工学科	昭和60	電気電子
監事	二村 憲太郎	会社員	芝浦工業大学	工学部 土木工学科	平成7	建設 総合技術監理

顧問	波谷 義一
顧問	大原 武光

**連絡事項**

**技術士試験対策講座へ受講生紹介のお願い**

# 技術士第二次試験対策講座

＜オンライン開催＞

**技術士試験合格に向けて、応援します！**

技術士とは、技術士法に基づく**国家資格**です！

技術士資格を取得し自分の市場価値を高め、活躍の場を国内、世界へと広げていきましょう！！ZOOMを使用したオンラインで開催します！

## 部門・日時・受講料について

電気電子部門

3/12(土)～9/17(土)

13:00～全6講義

受講料 47,000円

機械部門

3/12(土)～9/17(土)

13:00～全6講義

受講料 47,000円

建設部門

3/12(土)～6/11(土)

13:00～全6講義

受講料 47,000円

お問い合わせ

詳細、お申込みはこちらから→

芝浦工業大学 校友・後援会連携課  
(技術士会事務局)

E-mail : koyu@ow.shibaura-it.ac.jp





その他（会員の皆様から）



## 第2部 講演



# 「CO2排出量を2050年にゼロにする為の我が国の電源構成の課題と解決策」

講師：吉田敏明氏 技術士（機械部門）、（株）ベストマテリア、元IHI